

今後の行政改革の進め方について

1 行政改革大綱・行動計画の課題

- 急激な社会環境の変化に対応できていない。

計画期間が行政改革大綱は6年、行動計画は3年と長期であるため、コロナ禍やデジタル化の急速な進展などの急激な社会環境の変化に対応できておらず、大綱策定時の市を取り巻く状況と現状の社会情勢に乖離が生じている。それに伴い、大綱に掲げる数値目標や行動計画の取組内容・数値目標が、現状に沿わない部分が出てきている。

- 総合計画との連動性が低い。

大綱は、第6次総合計画における将来都市像の実現に向けた施策・事業の積極的な展開をバックアップするものと位置付けられているものの、行動計画に掲げる取組項目が総合計画の施策と1対1対応となっていない。また、計画期間も異なる。

- 成長や新たな価値創出につながる経営的視点への対応が求められる。

これまでの経費の削減や効率化を中心とした財政面重視の行政改革に加え、DXや業務プロセス改革等を駆使した新たな行政経営手法の推進や、市民・事業者等との協創の推進など、成長や新たな価値創出に繋がる経営的視点も重視していくことが求められる。

2 今後の行政改革について（案）

- 令和7年4月開始の「第6次総合計画第2期基本計画」の中に、「行政改革大綱（行財政改革の基本的な考え方）」の章を新たに設け、行政改革大綱を包含するものとする。
- 新たな行政改革大綱に基づき、当該年度に実施する事業をアクションプランとして毎年度策定する。
- 総合計画の施策に紐づく事業について、「行政改革大綱（行財政改革の基本的な考え方）」の方向性に沿った取組がされているか、毎年度担当課による自己評価を行う。あわせて、年度方針に記載の事業の取組状況についても自己評価を行う。これらの自己評価をとりまとめ、行政改革推進委員会で評価いただく。

3 新たな枠組みの検討体制について

「行政改革大綱（行財政改革の基本的な考え方）」の内容や今後の行政改革の進め方等について、現委員の皆様には審議いただきたい。任期について当面の間、延長をお願いしたい。

4 スケジュール

8月	全体会②	「行政改革大綱」と年度方針による行政改革の進め方、進行管理の素案の検討
10月	全体会③	上記素案の決定
R6.1月		パブリックコメント
2月	全体会④	パブリックコメントの結果報告・案への反映 「行政改革大綱（行財政改革の基本的な考え方）（案）」と「令和6年度以降の行政改革の進め方（案）」の提言